

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		柔道整復師の施術所の使用制限等命令
根拠条例・規則名		柔道整復師法（昭和45年4月14日法律19号） 柔道整復師法施行規則（平成2年3月29日厚生省令20号）
条 項		法第20条 第22条 第30条第4号 第32条 施行規則 第18条 第19条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	設定できません。（理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断を要するため。）
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		